

○宇都宮市キャンプ場条例施行規則

平成19年3月5日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市キャンプ場条例（平成19年条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休場期間)

第2条 キャンプ場の休場期間は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休場期間を変更し、又は休場期間以外に臨時に休場することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定によりキャンプ場の使用許可を受けようとする者は、使用開始日の10日前までに使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の使用許可の申請について、適当と認めるときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第5条 使用者は、キャンプ場の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消変更申請書に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第6条 条例第5条第4項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料の免除決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(様式)

第8条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年3月31日から施行する。